

宇治種改植加速化支援事業の概要 (R6. 4. 1 一部改正)

事業名	事業目的	事業内容及び規模	事業実施基準等				補助率等	
			補助事業者	事業実施主体	受益者	受益面積		
宇治種改植加速化支援事業	宇治種改植支援事業	他産地と差別化できる市場評価の高い「宇治種」の新改植を進めることで、収益性の高い産地づくりを推進する。	京都府奨励品種のうち宇治種の新改植及び土壌改良	市町村	農協又は農業者の組織する団体  認定農業者（見込み含む）若しくは京力農場プランに位置づけられた担い手	3戸以上 （認定農業者（見込み含む）若しくは京力農場プランに位置づけられた担い手は1戸以上）	1集団15a以上 （自然仕立ての手摘み栽培では、5a以上ただし受益者1戸1ほ場あたり原則3a以上）	4/10以内  ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
	育苗ほ設置事業	宇治種の新改植に必要な苗木を供給するため育苗ほを設置する。 また、育苗に必要な来歴が明らかである穂木を確保するため、採梢園を設置し計画的に苗木を生産することで、宇治種の新改植を推進。	(1)育苗ほの設置  (2)採梢園の設置	京都府茶生産協議会	京都府茶生産協議会	1戸以上	1箇所3a以上 （10aあたり挿し木本数を原則15万本程度）	(1) 4/10以内  ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。  (2)定額 100千円/a